

豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

豊前市では、市が所有する公共施設等の温室効果ガス排出量を削減するために、当該施設に平時の電源として利用する太陽光発電設備等を導入する事業を実施することとしている。

本要領は、上記事業の実施においてP P A方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 事業名称 豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業
- (2) 事業内容 別紙「豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業」仕様書
(以下「仕様書」という。)」のとおり。ただし、環境省
実施要領に記載の要件を満たしているものであること。
- (3) 事業場所 別紙「仕様書」のとおり。
- (4) 事業期間 別紙「仕様書」のとおり。

3. 補助対象経費

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」に記載の経費
なお、当該事業費に係る消費税及び仕入控除税額を除く。

4. 補助金の額

補助対象経費の2/3以内の額とし、上限額を 87,707,000円とする。

5. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (3) 豊前市財務規則（昭和41年規則第4号）第92条第2項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者であっても、参加申込時に登録に必要な書類を提出し、登録可能であると認められる場合は、参加を認める。
- (4) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能

力を有していること。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前市の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体ではない又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属していない者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者も含む。)
- (10) 過去5年間に国又は地方公共団体と契約を締結し誠実に履行した実績を有すること。
- (11) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
 - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

6. 失格事由

- (1) 上記参加条件を満たさないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。
- (4) 審査の指定日時に正当な理由なく遅刻や欠席した場合については、失格扱いする。

7. 資料の提供

次の資料を提供するものとする。「8 資料の貸与」の記載に沿って貸与の申込みをすること。

- (1) 施設ごとの電力使用量（30分デマンド値）
- (2) 配置図
- (3) 平面図（電気図）
- (4) 庁舎耐震診断計算書（設備設置に必要な数値のみ）

8. 資料の貸与

本件プロポーザルに参加を希望する者で、対象施設の資料データ（施設ごとの電力使用量、平面図、構造計算等）の貸与を希望する者は、以下の手続きにより、資料データを格納したDVDディスク（以下「DVD」という。）の貸与を受けることができるものとする。

また、庁舎耐震診断（原本）計算書の閲覧を希望する者は、貸与の申込の際にその旨を申し出ること。

なお、貸与された資料を適切に保管するとともに、貸与資料及びそれにより知り得た情報について、開示、発表、公開、利用、複写、漏えい及び本事業目的以外での使用をしないこと。また、貸与資料の返却までに事業者内で活用した貸与資料は適切にデータ消去し廃棄すること。

(1) 貸与の申込について

〔受付期間〕 令和7年6月20日（金）～6月27日（金）17時まで
貸与希望日（下記（2）の受取期間内に限る）の前日までに、メールにて貸与希望日を記載し担当課（haikibutsu@city.buzen.lg.jp）までに申込をすること。その際タイトルは、「【企業名】豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業プロポーザルに関する資料貸与の申込」とすること。なお、資料の貸与は1事業者につき、1回限りとする。

(2) 貸与資料の受取について

〔受取期間〕 令和7年6月23日（月）～6月30日（月）17時まで
上記（1）で申し込んだ貸与希望日の10時から17時までに担当課において資料を受け取ること。ただし、豊前市役所の閉庁日を除く。

(3) 資料の貸与期限について

資料の貸与は「10 審査の実施」により実施するプレゼンテーションの当日まで貸与可とする。

(4) 資料の返却について

持参又は送付により資料を担当課まで返却すること。ただし、持参の場合は、豊前市役所の閉庁日を除く各日9時から17時までとし、送付の場合は上記（3）の期間以内必着とし、必ず追跡サービスは使用できる方法を用いること。

9. 応募の手続き

(1) 応募にかかる質問事項

〔受付期間〕 令和7年6月20日（金）～6月30日（月）17時まで

[質 問 方 法] 担当課に電子メールにて「(様式7) 質問書」を提出

※件名を「【企業名】豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業プロポーザルに係る質問」とすること。

[回 答 期 限] 令和7年7月2日(水) 17時

[回 答 方 法] 豊前市ホームページ上に公開することとし、個別の回答は行わない。

(2) 現地確認の申込

[現地確認を許可する場所] 「仕様書」別表PPA事業対象公共施設等一覧に記載の施設内

[受 付 期 間] 令和7年6月20日(金)～6月27日(金) 17時まで

[受 付 方 法] 担当課に電子メールにて「(様式8) 現地確認申込書」を提出

[実 施 期 間] 令和7年6月23日(月)～6月30日(月)

[留 意 事 項]

- ・現地確認を許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地確認により知り得た情報は、本件プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・現地確認できる回数は1回とし、参加人数は5人までとする。
- ・現地確認に質問が生じた場合は、「(様式7) 質問書」を提出期限までに電子メールで事務局に提出すること。

(3) 参加申込

[申 込 期 間] 令和7年6月20日(金)～7月4日(金)

[受 付 時 間] 豊前市役所の閉庁日を除く各日9時から17時まで

[申 込 方 法] 担当課に持参または郵送にて提出。ただし、持参の場合は豊前市役所の閉庁時を除く。

※郵送での申込の場合は、令和7年7月4日(金) 17時必着とする。

※郵便事故での期限超過は認めない。

[提 出 書 類]

(様式第1号) 参加申込書	1部
(様式第2号) 誓約書	1部
(様式第3号) 役員名簿一覧	1部
(様式第4号) 事業者概要書	1部
(様式第5号) 実績調書	1部
(様式第6号) 事業実施体制表	1部
(その他) 豊前市競争入札参加資格を有していない事業者は、登録事項証明書、決算関係書類(直近3期分)、納税証明書(国税、地方税の完納がわかるもの)をそれぞれ1部	

(4) 提案書の提出

別紙「仕様書」に基づき、本事業の目的に沿った提案書を作成すること。

[提 案 内 容]

- ① 太陽光発電設備導入に関すること（設置箇所、設備容量、自家消費率等を含む）
- ② 業務遂行に係る実施体制に関すること
- ③ 電力供給・契約単価に関すること
※無償譲渡、20年後に設備撤去の二種類で契約単価と内訳明細書を提出とするが、提出できない場合は、どちらかでも可とする。
- ④ 風水害などの対策
- ⑤ その他提案事項

[提案書作成における注意事項]

- ① 提案は、考え方や実現イメージを文章や図表等を用いて簡素に記述すること。
- ② 表紙及び目次を付し、以降のページ下の中央にページ番号を印字すること。
表紙及び目次を除いて20ページ以内にまとめること。
- ③ A4版ファイルに綴じること。A3版の大きさのものは、A4版に折って綴じ込むこと。なお、使用する用紙の縦横は問わない。（A3使用の場合、1枚あたり2ページで換算する）
- ④ 提案前に現地確認を行うこと

[提 出 期 間] 令和7年7月9日（水）～7月17日（木）

※受付時間：平日9時から17時まで

[提 出 方 法] 担当課に持参または郵送にて提出。ただし、持参の場合は豊前市役所の閉庁時を除く。

※郵送での提出の場合は、令和7年7月17日（木）17時必着とする。

※郵便事故での期限超過は認めない。

[提 出 書 類]

（様式第9号）	提案書等の提出について	1部
（様式自由）	提案書	9部
（様式第10号）	電力販売契約単価見積書	1部

10. 審査の実施

別紙「豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進事業プロポーザル審査基準表」に基づき、市が定める委員により組織された豊前市脱炭素移行・再エネ推進事業事業者選定（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、点数が最も高い候補者を選定するが、複数あったときは、選定委員会の委員長を除く各委員による協議で上位者を決定する。

ただし、全委員の平均得点が6割未満の場合は、要求水準を満たしていないと判断し、候補者とししない。

また、審査は提案書等提出書類の書類審査（一次審査）及び、提案書に基づくプレゼンテーション（二次審査）により決定する。ただし、提案者が3事業者以下の

ときは、一次審査をせずに二次審査のみ行う。

なお、提案者が1事業者の場合であっても、審査を行い、候補者として選定するか否かを決定する。

(1) 一次審査

[実 施 日] 令和7年7月18日(金)

[審 査 方 法] 書類審査

[通 過 者 数] 3事業者

[結果通知日] 令和7年7月22日(火)

[通 知 方 法] 審査結果を電子メールと文書にて通知する。

(2) 二次審査

[実 施 日]

一次審査省略の場合 令和7年7月28日(月)

一次審査実施の場合 令和7年8月1日(金)

[場 所] 豊前市役所3階 第1会議室

[順 番] 参加申込書提出順

[発 表 方 法] 提案書を用いた説明をすること。当日、パワーポイントでの説明も可とする。また、プロジェクター・スクリーンは市で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。

[割 当 時 間] 25分程度

[質 疑 応 答] 15分程度

[出 席 人 数] 1事業者あたり3名以内

[審 査 方 法] 審査基準による採点(プレゼンテーション)

※採点の結果同点となった場合は、電力販売契約単価がより安価な提案者を優先とし、その項目も同点だった場合は、審査の各得点を参考に評価委員の合議により契約候補者を決定する。

[結果通知日] 令和7年8月上旬予定

[通 知 方 法] 全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。

[そ の 他] 場所、日時などの詳細については、別途参加者に電子メールまたは文書にて通知する。提案書を説明する者は、本事業の担当者であること。

11. 補助金及び電力供給等契約の協議

(1) 本件プロポーザルにおける1位事業者を候補者として交渉を行う。なお、辞退その他の理由で合意できない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

(2) 事業内容及び金額については、予定事業者と本市の間で提案内容等を確認し実際の事業について精査・調整のうえ、環境省実施要領及び本件要綱に基づき最終的な事業内容・金額を確定する。

- (3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

12. スケジュール（予定）

項 目	日 程
公告	6月20日（金）
質問受付期間	6月20日（金）～6月30日（月）17時
質問回答期限	7月 2日（水）17時
現地確認受付期間	6月20日（金）～6月27日（金）
現地確認期間	6月23日（月）～6月30日（月）
資料貸与受付期間	6月20日（金）～6月27日（金）
貸与資料受取期間	6月23日（月）～6月30日（月）
参加申込期間	6月20日（金）～7月 4日（金）
提案書等の提出期間	7月 9日（水）～7月17日（木）
一次審査（書類審査）	7月18日（金）
一次審査の結果通知	7月22日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	一次審査省略の場合 7月28日（月） 一次審査実施の場合 8月 1日（金）
プレゼンテーション審査結果通知	8月上旬
契約協議及び契約	8月中旬

※事前説明会は開催しない。

※参加申込後に辞退する場合は、7月17日（木）17時までに書面にて申出ること。
（様式自由）

13. その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類はすべて返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、提出者に帰属する。但し、本市が本件プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書及び添付書類の複製の作成及び内容を無断・無償で利用できるものとする。
- (4) 提出書類の差し替え・再提出は提出期限までであれば認める。
- (5) 本件プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (7) 本件プロポーザルの審査経過・結果に関する問い合わせには応じない。
- (8) 選定委員会に関する情報は非公開とする。
- (9) ここに記載していない内容について疑義が生じた場合は、市と関係者との協議で決定する。

1 4. 参考資料（各WEBサイト参照）

- (1) 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）」関連資料
 - ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱
 - ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領
 - ・北九州市都市圏域計画提案書（公共施設群における再エネの最大導入・最適運用モデルと横展開による地域産業の競争力強化）
- (2) 豊前市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱
- (3) 豊前市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
- (4) 第6次豊前市総合計画

1 5. 担当部署

〒828-8501 豊前市大字吉木955番地

豊前市市民福祉部 生活環境課 環境対策係【担当：木山・大友】

TEL：0979-82-8018

FAX：0979-83-2560

Mail：haikibutsu@city.buzen.lg.jp